

平成27年3月23日

入札参加資格者各位

富山市財務部契約課

業務委託契約等の入札における
「入札価格の積算内訳書」の提出等について（お知らせ）

平成26年6月の、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正により、入札者は、公共工事の入札時に「入札価格の積算内訳書」（以後、「積算内訳書」という。）を提出するとともに、発注者は、提出された積算内訳書を適切に確認することとされました。

本市では、これまでも一部の業務委託（建設コンサルを除く。以下同じ。）の入札案件について、積算内訳書の提出を求めてきたところですが、これに加えて、平成27年4月1日から、入札件名又は入札区分が業務委託等に分類される案件においても、その発注内容が建設業法第2条第1項に規定する建設工事に該当する案件については、入札の際、入札書と同時に積算内訳書の提出が必要となりますので、次のとおりお知らせします。

記

1 積算内訳書の提出が必要な入札について

- (1) 予定価格（消費税及び地方消費税の額を含む。年間を通して行う業務委託にあっては、年間に換算した額。）が300万円以上の業務委託に係る入札のうち、労務資材単価（富山県土木部において作成し、公表されている単価をいう。）等の積算基準を用いて積算し、当該業務委託の仕様書とともに金額を未記入とした設計書を入札参加者に対して公表する案件に係る入札〔従来と同じ〕

(2) 建設業法第2条第1項に規定する建設工事に該当する案件に係る入札〔新規〕

※いずれの場合においても、積算内訳書の提出が必要な案件については、指名通知書等においてその旨をお知らせします。

2 積算内訳書の提出方法について

- (1) 電子入札の場合 入札書の送信の際に電子ファイルを添付して提出してください。
(2) 出場入札の場合 入札の際、入札書と同時に書面により提出してください。

3 無効となる入札について

指名通知書等において積算内訳書の提出を指定されている入札では、以下の入札は無効となりますのでご注意ください。

- (1) 積算内訳書の提出がないもの
- (2) 積算内訳書に商号及び名称、所在地、代表者職氏名が記入されていないもの及び押印のないもの（電子入札システムにより提出する場合は、押印は不要です。）
- (3) 入札書の入札価格と積算内訳書の入札価格が異なるもの
- (4) 積算内訳書中の入札価格に記載された入札価格と入札価格の内訳表中の入札価格が異なるもの
- (5) 入札の件名と積算内訳書の件名が異なるもの
- (6) 上記のほか入札条件に違反したもの

4 適用開始日

平成27年4月1日以降に指名通知を行う入札から適用を開始します。

5 その他

本通知でお知らせした取扱い内容については、庁内各課に対しても周知することとしております。

(担当) 物品契約係
(電話) 076-443-2024